

白糠町社会福祉協議会 小地域ネットワーク活動推進事業実施要領

1. 事業目的

高齢社会が到来する中で地域（町内会）に住んでいる一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の援護を必要とする高齢者の方々が長年住み慣れた地域で安心して暮らしていける様、隣近所の人達をはじめ地域住民が協力し合って援護を必要とする高齢者の方々に対しての支援体制づくりを進めることを目的とする。

2. 事業実施主体

社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会

3. 事業目標

- (1) 地域の要援護高齢者を支えていくため、地域住民の積極的な参加協力を促進し、「たすけあいチームづくり」を推進する。
- (2) 「たすけあいチームづくり」により福祉のネットワークづくりを図り、ニーズに対応した必要な援護活動が提供できる体制づくりを目指す。
- (3) それぞれの地域の実情にあった福祉サービスをつくり、地域住民の参加協力により創意工夫にあふれる福祉の町づくり運動を推進する。

4. 事業内容

要援護高齢者が地域社会の中で安心して暮らすことができる援護のためのシステムづくりとして、「たすけあいチーム」を単位町内会ごとに組織化し、地域の要援護者ひとりひとりのニーズを把握するとともにニーズに応じた援護活動を行うため、次の事業を推進し町内会活動に対し、事業費の一部を助成する。

(1) たすけあいチームづくり事業

ア. 福祉ニーズの発見と把握

福祉台帳を整備し、たすけあいチームが要援護者の福祉ニーズの発見と把握を行い必要な援護活動体制づくりを進める。

イ. 福祉援護活動の推進

地域で解決が可能なニーズについては、地域住民参加による「たすけあいチーム」が地域の実情にあった福祉援護活動を進める。また、町内会等の福祉援護活動への取組みに参加協力を求めるとともに活動の一部に助成する。

(2) 地域福祉啓発活動の推進

地域住民向けの福祉援護活動への参加を啓発するパンフレットや資料等の作成と地域福祉懇談会の開催。

(3) たすけあいチーム養成事業

たすけあいチームを構成する上で中心となる町内会役員、福祉委員、ボランティア等を対象にした福祉サービスについての学習会等の開催。

5. 事業推進方法

(1) 事業の推進にあたり特に町内会（連合町内会）、民生委員協議会等関係機関、団体との十分な連携のもとに推進するものとする。

(2) 当面は事業の目的や内容等を地域住民に理解してもらうための啓発活動に重点を置き、要援護高齢者を抱える町内会に「たすけあいチーム」を組織する。

(3) 全町内会に福祉部の設置促進を図り、地域の実情に合わせた取組みを行う。

(4) 連合町内会が現在取組んでいる「一人の不幸も見逃さない住み良い町づくり全道運動」との連動した活動を進める。

6. 事業予算

総事業費は当該年度予算の範囲内とし、対象高齢者一人当たり700円を助成する。助成を受けようとする場合は、事前に所定の事業実施計画書を提出し、事業終了後には速やかに事業実施報告書を提出するものとする。

また、同一年度において同一町内会が行う事業に対する助成回数は1回のみとし、最高助成限度額は50,000円とする。（なお、毎月定期的を実施する声かけ訪問等の継続事業については、この限りではない。）